2021年3月26日　参議院総務委員会　会議録抄

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案 質疑

**○岸まきこ**　立憲民主・社民の岸真紀子です。

　私は、これまでの過疎地域自立促進特別措置法の期限が本年三月末日までとなっていることを踏まえ、立憲民主党に過疎対策ワーキングチームを設置し、事務局長を務めさせていただきました。この間も、超党派の実務者協議にも参画をさせていただきました。これまでも、党の主張を取り入れていただいたことに、谷先生、山花先生始め、各党会派の皆様に感謝を申し上げます。

　その上で、幾つか課題や確認したいことがございますので、質問をさせていただきます。

　新たな過疎法については、これまでの過疎地域の要件である人口要件に係る基準年の見直しを行うこととなりました。議員立法で最初の過疎法が成立してから相当年が経過して、背景も変化していることから、今回、基準年の変更を行うことはやむを得ないものと考えています。

　一方で、本法案は、全国で新型コロナウイルス感染症による地域経済への打撃、そして地方財政への影響が出ていることを勘案し、現在、指定を受けている過疎団体については配慮を行う内容としています。この配慮を入れたことによって、多くの自治体が安堵をしたという声を聞いております。

　このことを踏まえると、あくまでも時限立法ということもあったり、十年後のことは今話しても分からないということもあるのでしょうが、基準年の見直しによる影響がなるべく生じないように、引き続き各自治体の意見を反映することが重要です。

　我が党でも、各地域の声を引き続き意見反映を行っていきますが、総務省として、過疎地域に寄り添った対応であったり、意見反映の場を、これまでも設けてきているとは思うんですが、今後もそういった検証とか意見反映を拾う場というのはあるのかどうか、考えをお聞かせいただければと思います。

○大村慎一　総務省大臣官房地域力創造審議官　お答えいたします。

　過疎法は、今回提案されている法案を含めまして議員立法として提出されてきた経緯がありますので、十年後の過疎対策の在り方につきましても各党各会派で御議論いただくべきことと認識をいたしております。

　総務省におきましては、過疎法を執行する立場から、市町村の過疎対策の実施状況を定期的に調査するとともに、現行の過疎法の期限切れに向けては、各党各会派における議論の材料としていただけるよう、有識者会議における提言を取りまとめました。

　本法案が成立をすれば、市町村が過疎地域の持続的発展に向けて取り組んでいただけるように、法の趣旨をしっかりと周知をするほか、法に盛り込んでいただいた支援措置の活用のための助言をさせていただきたいと考えております。その際、市町村から過疎対策の実施についての御意見についても丁寧に伺ってまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。なるべく丁寧に今後も各自治体の意見反映をしていただければと思います。

　また、今回、卒業団体や指定されていない団体についても、全国平均を上回ることにはなるんですが、財政力指数としては決して高いとは言えない状況があります。過疎指定から外れた団体から見れば、過疎地域には過疎債のように優遇された制度があってずるいといったような、そんな、残念ながらそういう課題もあります。

　実際に、二〇二〇年度についても、光ファイバー整備事業というのがありまして、未整備地域の自治体が公設民営で光ファイバーを整備したいと考えても、全部が全部国費で出ていないので、自治体の単費持ち出し分がございました。こういったときに、過疎地域であれば過疎債を使って、後々交付税措置がされるのですが、過疎地域に指定されていないところは、なかなか財源確保に苦労するというような実態がありました。

　一部の非過疎自治体で、任意の団体ですが、過疎法適用外小規模町村連絡会議というのもつくって、各種要望などの活動を行っているようです。

　衆議院総務委員会では、立憲民主党の山花議員が、全国の四七・七％と半数が過疎地域で、特別措置が必要という事態への問題提起もされておりました。

　こういった過疎地域以外の団体からの要望や、財政力が低い自治体への財政措置、支援策について、総務省としてどのようにお考えなのか、お伺いします。

○大村慎一　総務省大臣官房地域力創造審議官　お答えいたします。

　人口減少対策は、過疎地域だけでなく、全国的な課題であると認識をいたしております。このため、総務省においては、地方への人の流れを創出するための支援を強化することといたしております。

　具体的には、まず、移住、定住にもつながる地域おこし協力隊について、令和六年度に隊員数を八千人にする目標の達成に向けて応募者の裾野を拡大するため、二週間から三か月の間従事していただくインターン制度を令和三年度から創設して強化を図ってまいります。

　また、議員立法である人口急減地域特定地域づくり推進法に基づき、地方における担い手の確保と安定的な雇用の創出を図る特定地域づくり事業協同組合制度を推進いたします。

　このほか、毎年度の地方財政計画の策定に当たりましては、例えば地域社会の維持、再生に向けた幅広い施策に取り組むための地域社会再生事業費など、地域課題の解決に必要な経費を適切に計上しているところでございます。

　これらを通じて活力ある地方の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　やっぱり財政力というのはすごく大事なことなので、引き続きなるべく自治体の財政支援を行っていただきたいと思います。

　また、近年は自然災害が多く発生しています。二月にも福島沖、三月にも宮城県沖地震があったところです。いつどこで災害が起きるか分からない状態にあります。大規模災害があった自治体では様々な財政出動が必要となっておりまして、残念ながら、避難が続いた場合には、避難からなかなか自宅に戻れなかった場合には人口流出といった課題も出てきています。今回、卒業団体の中には激甚災害を受けた自治体も該当となっておりまして、そういったところからは不安の声、これからの将来的な財政に不安を感じているところです。

　被災地の復旧復興のための財政的支援というのは総務省としてどのように考えているか、お伺いいたします。

○内藤尚志　総務省自治財政局長　お答え申し上げます。

　防災・減災対策でございますとか、あるいは災害からの復旧復興につきましては、過疎市町村、過疎地域以外の市町村共に緊急的に実施することが重要でございます。

　そのため、五か年加速化対策の策定に伴いまして、交付税措置が過疎債並みの手厚い地方債でございます緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債を延長いたしまして、対象を拡充することといたしております。

　また、災害復旧事業につきましては、交付税措置が手厚い災害復旧事業債の発行が可能でございまして、国庫補助事業については九五％、地方単独事業につきましても、公債費負担に応じて八五・五％まで元利償還金の交付税措置が講じられておりまして、迅速な災害復旧が可能となってございます。

　引き続き、地方団体が災害対策をしっかり行うことができますよう取り組んでまいります。

**○岸まきこ**　引き続き、過疎地域だけではないんですが、やっぱり将来不安が、災害が起きたゆえの財政負担というのが重いという課題が残っております。

　昨年から、コロナ対策として自治体が大きな役割を担っています。それは、小さな自治体であってもフルスペックの役割を担っていて、その行政を保つためにもこの法案は重要になっています。過疎地域に住む人たちだけではなくて、法案の名称に今回、持続的という言葉を入れたように、日本全体として、環境であったり災害といった地方にも大事な観点というのが全ての国民にも関わってくる問題です。総務省の過疎問題懇談会の中でもそういったことが議論されてきています。

　最後に、武田大臣、過疎地域に対する思いがありましたら、お聞かせいただけますか。

○武田良太　総務大臣　過疎地域を始めとして人口減少が進む地域においては、地域社会を担う人材の確保や地域経済の活性化、集落の維持及び活性化等が喫緊の課題となっており、このような地域において持続可能な地域づくりを進めることは極めて重要であります。

　このため、過疎地域については、新しい過疎法案が成立した暁には、その執行に全力を傾け、過疎債などの法案に盛り込まれた措置を活用し、積極的に過疎市町村を支援してまいりたいと思います。

　また、過疎地域以外の地域を含めて、全国的に持続可能な地域づくりを進めていくため、地域おこし協力隊の強化や二地域居住の推進などにより地方への人の流れを後押しするとともに、ローカル一万プロジェクトなどの推進を通じ、自立分散型地域経済の構築を積極的に進めてまいります。

○浜田昌良　総務委員長　おまとめください。

**○岸まきこ**　終わります。